

都市計画提案事前相談書

- 1 あなたの氏名、住所および連絡先をご記入ください。(法人又は団体の名称でも可)

氏名		連絡先	電話
住所			

- 2 相談対象の土地の状況についてご記入ください。

位置	尼崎市				
面積	ha	土地所有者数	人	借地権者数	人
都市計画の現況	区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域			
	用途地域				
	建蔽率	%	容積率	%	
	防火・準防火等	防火地域 ・ 準防火地域 ・ その他			
	その他の地域地区				
	地区計画等				
	その他				

- ・ 位置図、現況図を添付してください。また、計画図等があれば添付してください。
- ・ 該当する項目に○をつけてください。

- 3 ご提案及びご相談の内容をご記入ください。

- ・ 上記の項目にご記入のうえ、尼崎市都市整備局都市計画部都市計画課（本庁舎北館5階 電話：06-6489-6604）まで提出してください。

尼崎市長 様

住所（法人その他の団体にあつては、所在地）

提案者

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及びその代表者の氏名）

電話

計 画 提 案 書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2第1項（第2項）の規定により、下記の図書を添えて、都市計画の ^{決定} _{変更} について提案します。

記

1 都市計画の素案

- (1) 都市計画を定める区域（以下「対象区域」という。）を明らかにした図面（縮尺 1/2, 500 以上の地形図（白図））
- (2) 都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した計画書に準ずる書類
- (3) 都市計画の提案に係る理由書

2 都市計画法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類

- (1) 土地所有者等の一覧（第3号様式）
- (2) 同意書（第4号様式）
- (3) 対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 対象区域内の土地の土地登記事項証明書
- (5) 対象区域内の土地の全部又は一部に借地権を有する者が当該借地権の目的である土地上に所有する建物（当該土地において当該借地権が登記されていないものに限る。）の建物登記事項証明書

- (6) 土地所有者等に対する説明状況報告書（第5号様式）

- 3 土地所有者等が同意できない等の理由及びこれに対する提案者の意見（第6号様式）

- 4 周辺住民等への説明に関する報告書（第7号様式）

- 5 提案の対象区域内及び区域周辺のまちづくりや環境への配慮事項（第8号様式）

- 6 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為

7 計画提案を行おうとする者が、都市計画法第21条の2第2項の国土交通省令で定める団体（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の3に規定する団体）である場合は、同省令第13条の4第1項第3号に掲げる図書として、計画提案を行うことができる者であることを証する書類で次に掲げるもの

- (1) 都市計画法第29条第1項の規定に規定する許可に係る許可通知書の写し
- (2) 都市計画法第36条第2項の規定により交付された検査済証の写しその他の開発行為を行ったことを証する図書
- (3) 都市計画法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為のいずれかを行ったことを証する図書
- (4) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下同じ。）の一覧表並びに当該役員全員の誓約書（第9号様式）及び住民票又は住民票記載事項証明書

以 上

年 月 日

尼崎市長 様

住所（法人その他の団体にあつては、所在地）

提案者

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及びその代表者の氏名）

電話

計 画 提 案 書

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第37条第1項の規定により、下記の図書を添えて、都市計画の ^{決定} _{変更} について提案します。

記

1 都市計画の素案

- (1) 都市計画を定める区域（以下「対象区域」という。）を明らかにした図面（縮尺1/2, 500以上の地形図（白図））
- (2) 都市計画に定めることとされている事項の内容を記載した計画書に準ずる書類
- (3) 都市計画の提案に係る理由書

2 都市再生特別措置法第37条第2項第2号の同意を得たことを証する書類

- (1) 土地所有者等の一覧（第3号様式）
- (2) 同意書（第4号様式）
- (3) 対象区域内の土地の公図の写し
- (4) 対象区域内の土地の土地登記事項証明書
- (5) 対象区域内の土地の全部又は一部に借地権を有する者が当該借地権の目的である土地に所有する建物（当該土地において当該借地権が登記されていないものに限る。）の建物登記事項証明書
- (6) 土地所有者等に対する説明状況報告書（第5号様式）
- 3 土地所有者等が同意できない等の理由及びこれに対する提案者の意見（第6号様式）
- 4 周辺住民等への説明に関する報告書（第7号様式）
- 5 提案の対象区域内及び区域周辺のまちづくりや環境への配慮事項（第8号様式）
- 6 法人の場合は、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為
- 7 都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第7条第1項第1号ロ、ハ及びホ（関連公共公益施設整備事業を行うために必要な都市計画の決定又は変更をすることを提案する場合は、同号ホ及び同項第2号ロからニまで）に掲げる図書

以 上

土地所有者等の一覧

番号	氏名	権利の種類別 (注)	土地又は建物の所在地	面積 (単位: m ²)	同意の有無

以上、
 土地所有者等の総数 人のうち、同意する者の人数 人
 土地の地積の合計 m²のうち、同意する者の所有等に係る地積の合計 m²

(注) 権利の種類別には、所有権、借地権の別を記入してください。

第4号様式
(提案者)

様

同意書

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条の2第1項（第2項）
都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第37条第1項

の規定に基づく都市計画の
決定
変更
に係る素案に同意します。

(決定・変更のどちらかを選択してください。)

番号 (注1)	土地又は建物 の所在地	権利の種別 (注2)	面積 (㎡)	土地所有者等 (注3)		押印
				住所	氏名(署名)	

(注1) 第3号様式の番号に対応させてください。

(注2) 権利の種別欄には、所有権、借地権の別を記入してください。

(注3) 法人の場合は、土地所有者等の住所欄には法人の所在地を、氏名欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入し、押印欄には代表者印を押印してください。

第5号様式

土地所有者等に対する説明状況報告書

開催日時	開催場所	対象区域	参加者数 (注1)	説明者 職氏名 (注2)	素案の内容 の周知方法 (注3)	説明会開催 通知の方法 (注4)	参加者からの意見等の要旨及び これに対する提案者の説明

(注1) 名簿を添付してください。

(注2) 説明に用いた書類等を添付してください。

(注3) 周知を行った媒体を添付してください。

(注4) 通知を行った媒体を添付してください。

(注5) 枠内に書ききれない場合は、別添(第5号様式関係)様式に記入し、添付してください。

別添（第5号様式関係）

土地所有者等に対する説明における意見等の要旨及びこれに対する提案者の考え方

番 号	意見等の要旨（注1）	提案者の考え方（注2）

（注1）同趣旨の意見等については、適宜まとめて記載してください。

（注2）住民意見等により素案の内容を変更した場合は、その変更内容についても記載してください。

第6号様式

土地所有者等が同意できない等の理由及びこれに対する提案者の意見

番 号 (注1)	土地又は建物 の所在地	権利の 種別 (注2)	土地所有者等 (注3)		同意できない理由又は 同意書の提出がない理由	これに対する提案者の意見
			住 所	氏 名		

(注1) 第3号様式の番号に対応させてください。

(注2) 権利の種別欄には、所有権、借地権の別を記入してください。

(注3) 法人の場合は、土地所有者等の住所欄には法人の所在地を、氏名欄には法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 参加者の主な意見及び質疑応答の内容

4 その他

使用した資料一式を添付してください。

第8号様式

提案の対象区域内及び区域周辺のまちづくりや環境への配慮事項

提案した都市計画によって、対象区域及び区域周辺のまちづくりの効果や、環境などに影響が生じると予測される場合、その内容及び対応方針等について概要を記載してください。

1 まちづくり

① 本提案が地域内及び周辺に及ぼす効果（メリット）

② 周辺道路（交通処理計画等）への配慮

③ 公共施設（学校等）への配慮

④ 景観への配慮

⑤ 福祉のまちづくり（バリアフリー等）への配慮

⑥ その他

2 環境

① 騒音・振動への配慮

② 日照への配慮

③ 風害への配慮

④ その他

尼崎市長 様

誓 約 書

住 所

氏 名

私は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第13条の3第2号イからニまでのいずれも該当しないことを誓います。

（参考）都市計画法施行規則

（まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）

第13条の3 法第21条の2第2項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) (略)

(2) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第32条の3第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者